

# 北九州市地域通貨特区

都道府県名：	福岡県	
申請主体名：	北九州市	
区域の範囲：	北九州市の全域	

**特区の概要：**

地域通貨は、地域コミュニティ活動やボランティア活動の活発化、また、地域経済の活性化の促進に向けて有効なツールとして期待されている。

しかしながら、現行法では通貨発行主体が、基本財産1,000万円以上を有しなければ、有効期間6か月以上の地域通貨を発行することができないため、通貨印刷経費等の負担から、財政基盤が脆弱なNPO等の市民団体が発行主体になることが困難な状況にある。

このため、特区では、NPO法人等の発行する地域通貨についてこの規制の緩和により有効期間の長い通貨の発行を図ることにより、発行コストの低減や利用者の利便性を向上させ、より安定した事業展開を図るとしている。

**適用される規制の特例措置：**

・「地域通貨」を発行するNPO法人等の「前払式証票の規制等に関する法律」に基づく事前登録要件の緩和

